



令和4年度 工事監査報告

令和5年5月

鹿児島県農政部

1 実施状況

公共工事の品質確保に関して、品確法、入契法、建設業法のいわゆる担い手3法において、発注者へは適正な予定価格設定、適正な設計・積算、計画的な発注、適正な工期設定、施工時期の平準化、適切な設計変更などを、受注者へは賃金、安全衛生等の労働環境改善、適正な下請け契約などを求めている。

これらを踏まえ、工事監査においては、鹿児島県農政部工事監査要領（同運用）及び工事監査実施マニュアルに基づき、計画、設計・積算、入札・契約、施工等の各段階において、工事の適正かつ円滑な執行を確保するために、技術面から当該工事が適正に行われているかを主眼とし、重点項目を設定して監査を実施した。

このうち、農地整備課及び農地保全課が所管する県営事業及び団体営事業の工事に係る監査実施状況は（表－1）のとおりである。県営事業については、件数ベースで対象工事件数867件のうち164件（18.9%）、工事費ベースで対象工事費約208億円のうち約53億円（25.6%）について、書類審査及び現場指導を行った。併せて、前回の監査指導項目等についてフォローアップを実施した。

また、県営事業の業務委託に係る監査実施状況は（表－2）のとおりであり、令和3年度に業務委託が完了した493件のうち43件について書類審査を実施した。

加えて、災害復旧事業や畜産課、生活排水対策室所管工事についても監査を実施した。実施状況は（表－3）のとおり。

（表－1）

（金額単位：千円）

工事 区分	監査対象		監査実績		監査実施率(%)		監査結果 (文書指導)
	件数	工事費	件数	工事費	件数	工事費	
県営事業	867	20,849,507	164	5,345,846	18.9	25.6	0
農地整備課	546	13,146,273	97	2,765,533	17.8	21.0	0
農地保全課	321	7,703,234	67	2,580,313	20.9	33.5	0
団体営事業	67	1,290,497	6	94,763	9.0	7.3	0
計	934	22,140,004	170	5,440,609	18.2	24.6	0

※ 監査対象は、R4.12月末時点の契約件数及び契約額（監査実施最終月がR5年1月であることから）

（表－2）

（金額単位：千円）

業務 区分	監査対象		監査実績		監査実施率(%)		監査結果 (文書指導)
	件数	委託費	件数	委託費	件数	委託費	
県営事業	493	2,147,921	43	360,133	8.7	16.8	0

※ 監査対象は、R3年度完了業務（NN工事事務支援システムによる）

（表－3）

（金額単位：千円）

所管 区分	監査実績		備考 (事業名)	監査結果 (文書指導)
	件数	工事費		
農地保全課	2	294,761	災害復旧事業	0
畜産課	1	9,790	畜産基盤再編総合事業	0
生活排水対策室	1	29,667	農業集落排水事業	0
経営技術課	1	23,176	農業開発総合センター施設整備事業	0

2 実施体制

総括工事監査監，工事監査監，主任工事監査員2名，計4名を配置し，監査は原則2人体制で行う。ただし離島においては，対象工区数を考慮して熊毛と大島は前期1人，後期2人，屋久島と喜界は前後期とも1人とした。

各振興局・支庁の農村整備課毎の執行額及び発注工区数を勘案して，前後期の2回（大隅地域振興局管内3回）を計画し，延べ44回（1人1回にカウント）を実施した。

3 監査項目

工事目的物の品質確保，労働災害の防止及び環境に配慮した公共事業の推進を図ることに加え，予算の適切かつ有効な執行に資するため，令和3年度の工事監査報告の指導事項等を踏まえ，以下を監査項目として設定した。

そのうち，(1)発注機関側が留意しなければならない「設計図書」及び「特別仕様書」，(2)発注機関，施工者共に留意しなければならない「施工計画書」及び「施工管理」，(3)労働災害防止にかかる「安全管理」を昨年度に引き続き重点項目と定めた。

(1) 設計図書，特別仕様書について【重点項目】

- ① 設計・積算根拠の整備
 - 設計・積算基準，工法選定，構造計算，水理計算，機種選定等
- ② 特別仕様書への必要事項の記載
 - 契約条件，施工・業務内容の明確化，現場条件，施工体制台帳に関すること
 - 立会確認，現場発生土の活用，埋蔵文化財，他工区等との調整等
- ③ 必要な仮設計書の整備
 - 現場条件に見合った仮設計書，用地の確保，支障物件の移設等

(2) 施工計画書，施工管理について【重点項目】

- ① 施工計画書の精査
 - 契約条件及び現場条件の反映，設計図書との整合
 - 設計変更に伴う変更施工計画書の提出
- ② 工程管理：工程遅延にかかるフォローアップ対策等
- ③ 品質管理：施工内容に応じた管理手法及び頻度等
- ④ 出来形管理：施工段階に応じた適切な管理

(3) 安全管理について【重点項目】

- ① 労働災害の防止対策
 - 安全管理体制，新規入場者教育，安全日誌，熱中症対策，KY活動等
- ② 公衆災害の防止対策
 - 工事の周知，交通誘導員，看板，信号機，バリケード等
- ③ 重機作業の安全確保
 - 重機点検簿，交通量や作業内容などに応じた管理体制等
- ④ 新型コロナウイルス感染拡大防止
 - 建設現場における三密の回避，体温測定等による健康管理，マスク着用等

(4) 入札執行の適正化について

- ① 「指名選定，通知，開札」のチェックリストの整備活用
- ② 「設計書作成マニュアル」の整備活用

- ③ 「工事請負契約における設計変更ガイドライン」「設計変更マニュアル」
「設計変更チェックリスト」の整備活用
- ④ 「施工プロセスのチェックリスト」の整備活用
- ⑤ 「施工体制点検要領」による確認

(5) その他

- ① 建設副産物の発生抑制及び再資源化，赤土等土砂流出防止対策，土壤汚染対策法に係る届け出等
- ② 発注の平準化，適正工期の確保，余裕期間の設定，週休2日制工事の促進
- ③ 前回指導事項のフォローアップ，職員の技術力向上対策等

4 監査結果等

監査を実施した限りにおいて，概ね適正に施行されており，文書での指摘指導した不適切な事例は見受けられなかったが，以下の項目について留意すべき点を改善指導した。

(1) 設計図書，特別仕様書等

- ① 点在工事の積算の場合は施工箇所の位置図を作成すること。
- ② 特別仕様書にポンプ，弁，配管の塗装仕様を明記すること。
- ③ 畑かん標準断面図と現場が一致していないので，標準図を新規作成すること。
- ④ 必要な仮設道路は適切に計上すること。
- ⑤ 埋戻，盛土の投入機械(バックホウ)を計上すること。
- ⑥ 捨土場所をB指定とする場合は，施工計画書をもとに打ち合わせ簿等により，現地を確認したうえで承認すること。

(2) 施工計画書，施工管理等

- ① 現場環境改善費の具体的内容が4項目全ての項目，5内容を実施すること。
- ② 工事進捗に10%を超える遅れが生じているのでフォローアップを実施すること。
- ③ 現場条件の相違により任意仮設の変更する場合は，仮設変更の必然性を整理すること。
- ④ 交通誘導員か信号機とするか，現場に適合した施工計画書とすること。
- ⑤ 営農への影響が無い路線や迂回路対応が可能なものから速やかに着工すること。
- ⑥ 現場打ちボックスカルバート側壁の鉄筋かぶりの確認できる写真を撮ること。
- ⑦ パイプラインのメカ継手の管理にあたっては各メーカーの管理表を使用する等して適切に管理すること。
- ⑧ 既製品水路と現場打ちコンクリートの複合構造物の伸縮目地は適切な位置に設置すること。
- ⑨ L型水路の底版主筋の重ね継手長さが確保されている写真を撮影すること。
- ⑩ 大型水路の背面地下水位を考慮して，水抜穴を設置すること。
- ⑪ 週休2日試行工事に取り組む場合は，施工計画書提出時に休日を明示した休日取得計画表を発注者に提出すること。
- ⑫ 施工計画書の施工方法(仮設計画含む)，出来高管理，品質管理については現場状況に即した計画とすること。

(3)安全管理等

- ①新規入場者教育は現場条件に整合した内容の教育を行うこと。
- ②用地境界と床堀線に余裕がないので施工にあたっては特に安全に注意すること。
- ③海上工事では、波高や風力には注意し現場での作業中止の目安を明確にしておくこと。
- ④掘削法面勾配は設計（3分）を確保すること。

(4)入札執行の適正化等

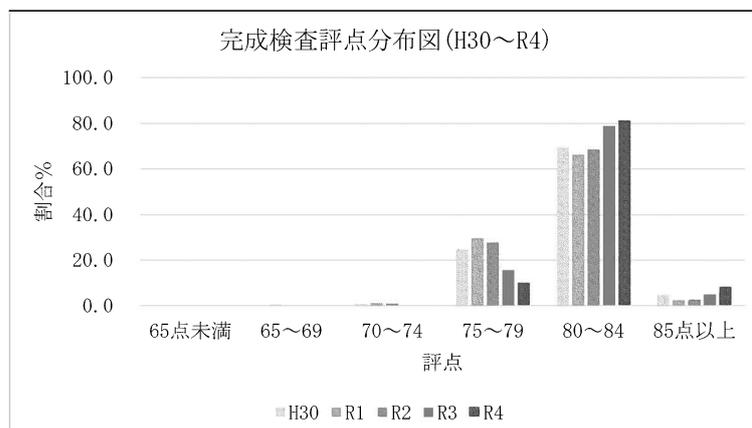
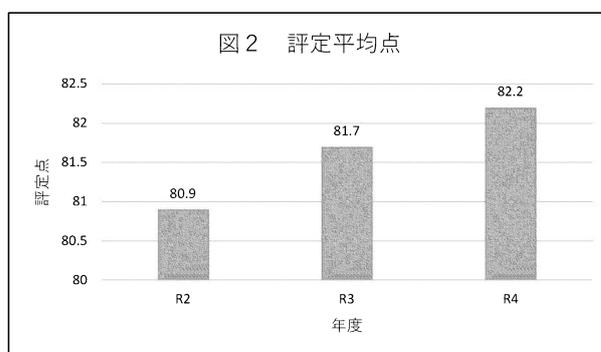
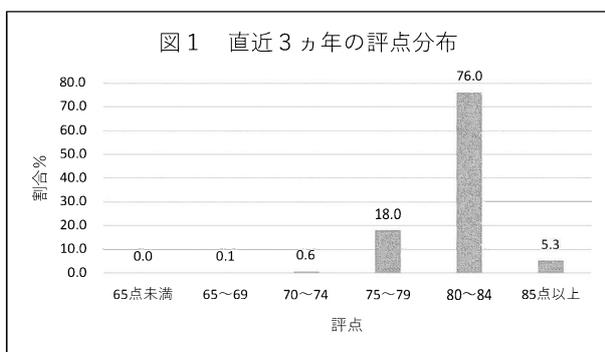
- ①内容変更が生じた場合、速やかに変更指示書を発出すること。
- ②道路法24条の「道路施行承認申請」により協議を行うこと。
- ③電柱移転について、発注前に協議すること。
- ④現場事務所を農地に設置する場合は一時転用手続きを行うこと。

(5)その他

- ①法定外労災保険の付保状況を確認すること。
- ②産業廃棄物保管場所標識を設置すること。
- ③未買収地の工事については施工承諾を取得すること。
- ④工事区域内の排水について、土砂流出防止対策を実施すること。

5 工事成績評点について

近年の工事成績評点を見ると、図1のとおり、他の模範となる優秀な工事（80点以上）の割合が約81%となっている。また、図2のとおり、評定平均点も年々上昇しており、令和4年度は82.2点となった。



6 工事監査総評

令和4年度の工事監査を総括すると、内地において鳥インフルエンザの防疫作業の影響で一時延期したものの実施時期を変更し、計画どおりの工事監査となった。

各発注機関において、公共工事の品質確保に向け、施工時期の平準化や適切な工期設定などに取り組みながら、良好な目的物が建設されている。

文書により指摘指導した重大な案件は無かったものの、発注者においては、設計・積算根拠の未整備、特別仕様書の記載もれ等があった。また、受注者においても、現場での安全管理や施工管理等において、多くの指導事項があった。

一方、ここ3カ年の工事成績評点の平均は、令和2年度が80.9点、令和3年度が81.7点、令和4年度が82.2点と年々上昇している。これは、発注者及び受注者相互の努力により建設環境の改善が図られたこと、受注者による現場共有システムの導入など適切な現場運営、現場での創意工夫、受益者や地域住民との良好な関係の構築などに取り組んだ結果であるといえる。しかし、コロナ禍においては、感染リスクを避けるため、対面による協議の自粛及び確認立ち合い等の時間的制約などにより、種々の要件を見落とすリスクも高まった。

近年、建設業を取り巻く環境も大きく変化し、特に頻発・激甚化する災害対応への期待は大きくなっている。また、令和6年度から適用される時間外労働の上限規制などによる働き方改革の推進、ICTの活用による生産性向上は急務となってきている。

こうした環境の変化や課題に対し、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保のために、発注者と受注者双方の取り組みが重要であることから、今後の工事監査においても、発注者の責務、受注者の責務を踏まえた、入札執行の適正化、適切な現場運営・施工体制などが図られているか確認していきたい。

最後に、工事関係の皆様方には、今後とも工事執行について一層のご理解を深めていただくとともに、本報告が今後の業務の参考となれば幸いである。